

関税法施行規則及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令参照条文

◎ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）

（財務省令への委任）

第九十三条 法第九条の第三第二項（納税の告知）の納税告知書及び第九条の四（納付の手續）の納付書の様式その他法及びこの政令の実施に關し必要な細則は、財務省令で定める。

◎ 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（抄）

（財務大臣の権限）

第四百四十四条 この勅令に定めるものの外、収入、支出その他国の会計経理に關し必要な規定は、財務大臣がこれを定める。

◎ 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）（抄）

（帳簿の様式及び記入の方法等）

第三十九条 第二十四条、第二十八条及び第三十四条に規定する帳簿の様式及び記入の方法並びにこの政令に規定する書類（前条の計算証明書類を除く。）の様式は、財務大臣が定める。